

### III

## 学童保育クラブ利用手続き

学童保育クラブの利用期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間（単年度）です。現在、学童保育クラブを利用している児童も、年度毎に申請が必要です。

### 利用申請配布物、時期

内 容	
配布物	本書「令和8年度小学生の放課後の居場所 目黒区学童保育クラブ利用案内」 申請書類は目黒区公式ウェブサイトの検索ID:9572から取得できます。本書の巻末の様式も利用できます。 申請の際は取り外してご利用ください。
配布時期	令和7年10月31日(金)から
場 所	・放課後子ども対策課児童館係の窓口（総合庁舎2階、月～金曜日） ・各児童館及び学童保育クラブ（日曜日・祝日・年末年始12月29日～1月3日を除く。）

### 利用申請受付

	新規申請の児童	申請時に学童保育クラブ在籍中の児童 申請時期(一次～三次)
申請方法	①電子申請(一次～三次) ▶「電子申請」(9頁)参照 ②持参・郵送：総合庁舎本館2階放課後子ども対策課 児童館係(目黒区上目黒2-19-15)	持参：在籍している学童保育クラブ
受付時間	①電子申請：隨時 ②持参・郵送：午前8時30分～午後5時まで 月曜日～金曜日(土・日・祝日・年末年始を除く)	午前10時～午後6時まで 月曜日～土曜日(日・祝日・年末年始を除く)
備考	現在学童保育クラブに在籍している児童のきょうだいも 新規利用の場合は、児童館係に提出してください。	・現年度と違う学童保育クラブを希望する場合でも、現 在利用している学童保育クラブに申請してください。 ・正当な理由なく保育料を2か月以上滞納した場合は、 年度途中でも退所となります。また、次年度の申請審 査に影響します。
申請受付時期	一斉・随时申請受付時期	審査結果(書面)
一斉	一次 令和7年11月4日(火)～令和7年12月5日(金) 二次 令和7年12月8日(月)～令和8年1月30日(金) 三次 令和8年2月2日(月)～令和8年2月27日(金) ※同じ申請期間内であれば、日付による優先はありません	2月末発送予定 3月上旬発送予定 3月中旬発送予定
	令和8年3月2日(月)以降	3月下旬以降発送予定
利用開始日が令和8年4月1日以降は、「利用希望日の2週間前」からの受付		随時
※申請数によっては、一次申請をした場合でもご希望の学童へ入所できず、待機になる場合があります。		
審査結果	<p><b>審査結果通知は保護者あて発送します。お手元に届きましたら内容をご確認ください。</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>入所の場合「学童保育事業利用承認通知」</li><li>待機の場合「利用調整結果」</li></ul> <p>※私立学童保育クラブを利用する方(こどもの森、そらのした、祐天寺)は、「審査結果通知」及び「保育料支払い案内」が私立学童保育クラブから発送されます。</p> <p>▶審査詳細「利用の審査・決定・通知(一次～三次)」(11頁)参照</p>	